

日本医労連 2023 年度院内保育所実態調査結果 概要

【調査期間】	2024 年 3 月 14 日～6 月 15 日
【調査・集計方法】	日本医労連加盟組織を通じて送付し、2024 年 3 月 1 日を基本に 2023 年 4 月から 2024 年 3 月の 1 年間の実績に基づいて記載したものを回収・集計
【回収施設数】	41 都道府県 146 施設（43 都道府県 174 施設）
【回収施設内訳】	加盟施設 106 施設（123 施設）、未加盟施設 40 施設（51 施設）
【主体別】	認可外保育所 137 施設・93.8%（160 施設・92.0%） 認可保育所 7 施設・4.8%（9 施設・5.2%）

※（ ）内数字は 2022 年度の結果

◆委託化する院内保育所

院内保育所の設置主体として最も多いのは「病院」で 131 施設・89.7%（152 施設・87.4%）で約 9 割であるのに対し、運営主体別にみると「病院」は 65 施設・44.5%（61 施設・35.1%）で 4 割、「企業」が 52 施設・35.6%（79 施設・45.4%）となった。2012 年度には 63%だった病院運営は年々企業へ委託され、それがさらに進む状況となっている。

夜勤・交替制労働者確保策として、病院の都合に合わせた長時間・休日・夜間・24 時間・病児病後児など多様な保育がすすめられていく事も、委託化がすすむ要因ともいえる。

◆定員が埋まらない院内保育所

園児数については、定員平均が 32.9 人（32.1 人）で、実際の受け入れ園児数の平均が 19.1 人（20.5 人）となっている。施設数単位でみた場合、無回答除く 134 施設のうち、定員を超えて受け入れている施設 15 施設（17 施設）、定員通りの施設が 4 施設（8 施設）、定員に満たない施設が 115 施設（132 施設）で、85.8%（84%）の施設が定員不足となっている。委託化が進む中で、今後、廃止や撤退などの議論が進むことも危惧される。

◆医療従事者の働き方に左右される保育現場

午前 8 時前の開園時間は 85 施設・58.2%（104 施設・59.8%）と約 6 割の施設が実施、開園前の延長保育も 49 施設・33.6%（64 施設・36.8%）であった。

閉園後の延長保育に至っては、166 施設・79.5%（144 施設・82.8%）と 8 割近くもある。

特に閉園時間後の延長保育は「お迎えがあるまで」が 64 施設・55.2%（72 施設・50.0%）と 5 割を超えている。コロナ禍以前の調査では、「お迎えがあるまで」が 5 割を切っていたものの、2020 年調査からは 5 割を超えており、医療従事者の働き方が過酷を極めていると推測できる。

コロナ禍の 2020 年から「9～10 時間未満」が一気に増えたが、コロナの収束とともに減少傾向となっている。また、保育時間の短い「8～9 時間未満」は、年々右肩上がりに増えてきているが、その一方で「13 時間以上」も倍増している。

◆厚労省がすすめる業務の効率化について

「ICT 導入」については「有」34 施設・23.3%、「無」64 施設・43.8%で、導入している施設は全体の 2 割程度である。ICT の導入後の課題や成果については、操作に慣れないスタッフと慣れているスタッフで差が生じていることや写真や映像の共有などで、保護者に日々の様子を伝えやすく喜ばれている一方で、そこに手を取られて人手が不足してしまうことや、常にカメラに取られていることで、個人情報流出が不安という意見もあった。

「ノンコンタクトタイム」については、保育士が勤務時間内に子どもたちから離れて業務を行う時間とされているが、46.6%と約半数の施設が、子供から完全に離れて保育以外の業務を行うことはできない状況となっている。

◆新型コロナ5類移行後の状況について

精神的負担は、5類移行後もコロナ渦の状況の時と「変わらない」が77施設・50.0%で、「減った」が、58施設・39.7%であった。一方で「増えた」は7施設・4.8%であった。

肉体的負担については、「変わらない」が92施設・63.0%で、「減った」が40施設・27.4%であったが、「増えた」は6施設・4.1%となった。

特に負担に感じていることは、「業務の増加」や「人員不足」となっている。

5類に移行後も対応は変わらないので、(マスク着用・消毒・クラスの住み分け・感染者が出た時の対応など)医療従事者と同じく緊張感や責任感は変わらない状況である。

◆ケア労働者の賃上げからも取り残された院内保育所

2023年院内保育所実態調査の保育士の初任給平均は平均175,511円(平均172,416円)で、最高と最低の差は110,000円(120,000円)となった。初任給の平均額が昨年と比較して3,095円引き上がった。一方、2023年厚労省賃金構造基本統計調査の保育士「20歳～24歳」の平均賃金は224,900円(223,600円)となっている。正確な比較にはならないが、院内保育所の保育士との賃金差は、49,000円にも及ぶ。政府が打ち出した保育士等への処遇改善の影響により、認可保育所の賃金は確実に引き上がっている一方、認可外の多い院内保育所は、わずかな引き上げにとどまっている。

厚生労働省は、保護者である医療従事者の就労を確保するため、看護職員等の子どもが院内保育所を利用できるよう、柔軟な運用を図るよう管内医療機関に求めてきた。そのため、院内保育所は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の時も休園せず奮闘してきた。まさに負担だけが押し付けられた状態となっており、医療従事者が安心して働き続けられるためにも、院内保育所で働く職員の処遇を早急に改善することが求められている。

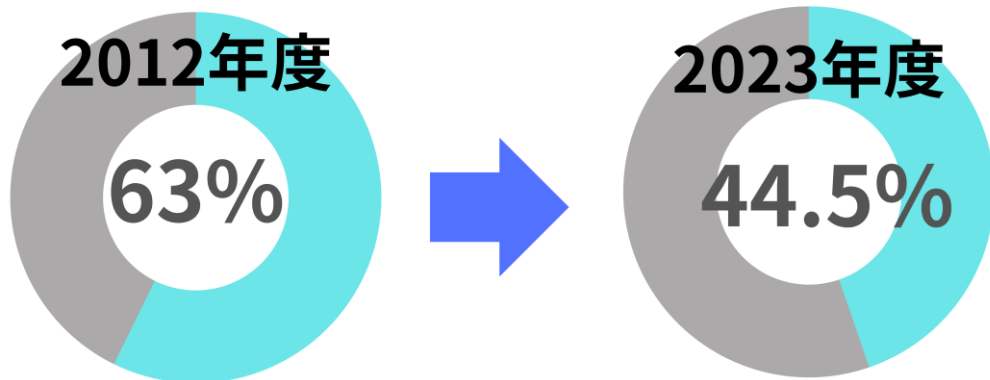
問い合わせ先

日本医療労働組合連合会／連絡先 03-3875-5871／Eメール n-ask@irouren.or.jp

保育対策委員会 担当：佐々木・齋藤・保科・黒田

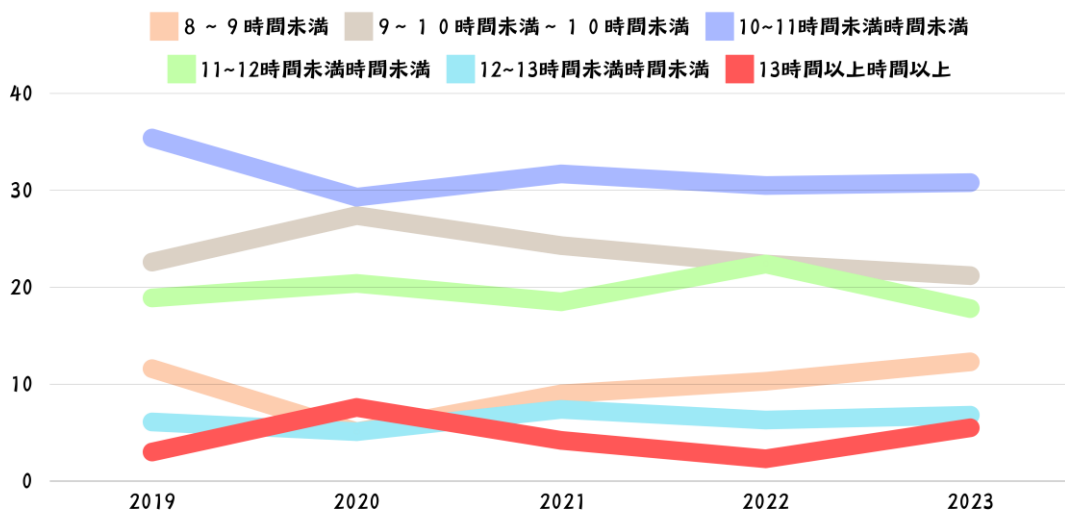
院内保育所の委託化が進んでいる！

- ・ 病院が院内保育所の運営主体との回答



10年前と比べ業務委託が増加、過半数に！

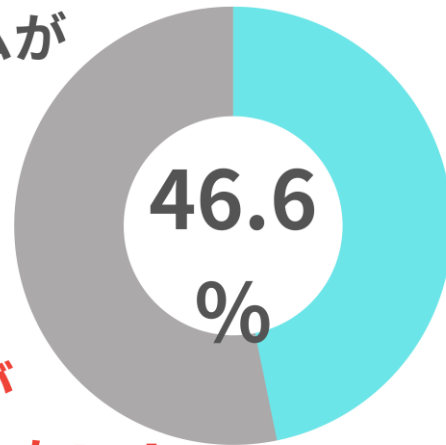
「13時間以上」の保育が倍増！



医療従事者の過酷な労働実態を反映

厚労省が進める業務効率化は 増員なしでは進められない実態

- ・ノンコンタクトタイムが
取れている



業務上必要な
ノンコンタクトタイムが
回答の過半数で取れていない！

一般的な保育士の初任給は、 院内保育所保育士の約1.3倍！



※厚労省統計の「保育士」と
本調査の「院内保育所保育士」初任給比較

2023年度

院内保育所実態調査結果について

2024年11月 日本医労連保育対策委員会

「2023年度院内保育所実態調査」結果がまとまりましたので報告します。医療の最前線でたたかう医療従事者を支える院内保育所の役割の評価を高めるとともに、そこで働く保育士等の賃金・労働条件の改善に活かしていきたいと思っております。調査へのご協力に感謝申し上げます。

* () 内数字は2022年度の結果

I. 調査概要

1. 調査目的：本調査はコロナ禍の状況を含めた、院内保育所の事態を把握し、院内保育所の改善・拡充の運動に活用する。

2. 調査期間：2024年3月14日～6月15日

3. 調査対象：全国の医労連加盟組織内にある院内保育所484施設を中心に実施。未加盟組織にもご協力頂いた。

4. 調査・集計方法：日本医労連加盟組織を通じて送付し、2024年3月1日を基本に2023年4月から2024年3月の1年間の実績に基づいて記載したものを保育対策委員の協力も得て回収・集計した。

5. 調査事項：主な調査事項は、次のとおり。保育対策委員会で検討した結果、今後の新たな取り組みにつなげるため、調査項目の追加や見直しを行った。

基礎項目：設置主体・運営主体、賃金・労働条件、健康診断、制度や就業規則、36協定の締結、保育内容、園児の状況、保育運営委員会・保育連絡会の有無、待機児童問題、認可外との差、業務の効率化、新型コロナ5類移行後の状況

6. 集約結果：41都道府県146施設（43都道府県174施設）から集約した。回答施設の内訳として、加盟施設が106施設（123施設）、未加盟施設が40施設（51施設）であった。

II. 調査結果

1. 設置主体・運営主体

(1) 主体別

院内保育所の設置主体として最も多いのは「病院」で131施設・89.7%（152施設・87.4%）であるのに対し、運営主体別にみると「病院」は65施設・44.5%（61施設・35.1%）、「企業」が52施設・35.6%（79施設・45.4%）となった（図表1）。企業委託と回答した52施設の委託先は20企業（20企業）となり、（株）プライムツーワン10施設（17施設）、さくらグループ（株）5施設（10施設）、（株）アイグラン6施設（10施設）、（株）キッズコーポレーション4施設（7施設）、（株）テノ・サポート6施設（6施設）、アートチャイルドケア2施設、などであった。

また、認可外は137施設・93.8%（160施設・92.0%）、認可は7施設・4.8%（9施設・5.2%）であった。

保育所の運営は、病院内保育所が95施設・65.1%（113施設・64.9%）、事業所内保育事業が26施設・17.8%（37施設・21.3%）、企業主導型保育事業が11施設・7.5%（9施設・5.2%）であった。

(2) 無償化

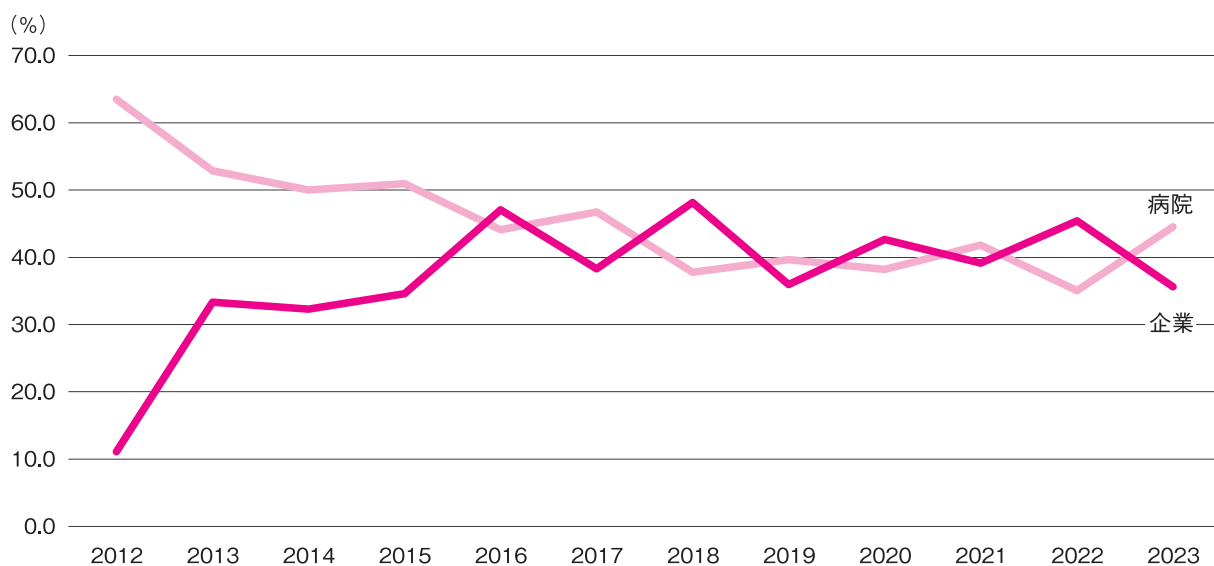
幼児教育・保育の無償化の実施状況としては、無償化を実施している施設は64施設・43.8%（81施設・46.6%）。実施していない施設は46施設・31.5%（54施設・31.0%）であった。無回答も36施設・24.7%（39施設・22.4%）あった。

2. 賃金・労働条件

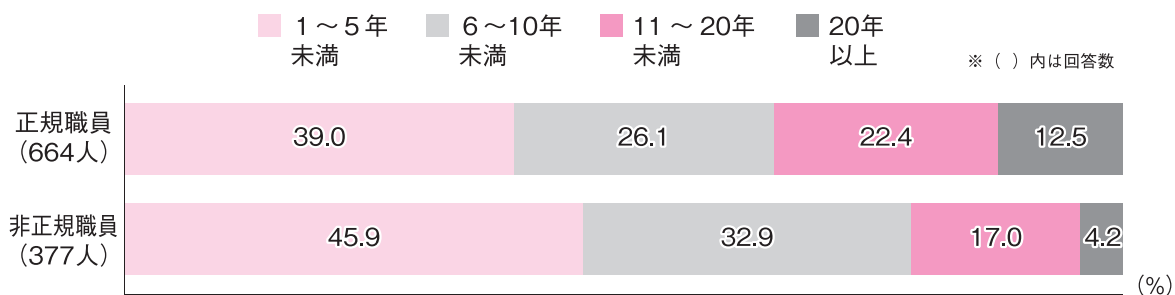
(1) 雇用形態

保育士1,064人（1,255人）の雇用形態は正規職員

図表1 運営主体の推移



図表2 保育士「正規職員・非正規職員」における勤続年数



(以下：正規) が680人・63.9% (780人・62.2%)、非正規職員 (以下：非正規) が384人・36.1% (475人・37.8%)、保育補助者91人 (123人) においては正規が19人・20.9% (20人・16.3%) で、非正規が72人・79.1% (103人・83.7%)、栄養士・調理師75人 (89人) で、正規が42人・56.0% (41人・46.1%)、非正規が33人・44.0% (48人・53.9%) であり、正規・非正規ともほぼ半数の状況となった。調理員41人 (39人) については、正規が11人・26.8% (8人・20.5%)、非正規が30人・73.2% (31人・79.5%) であった。

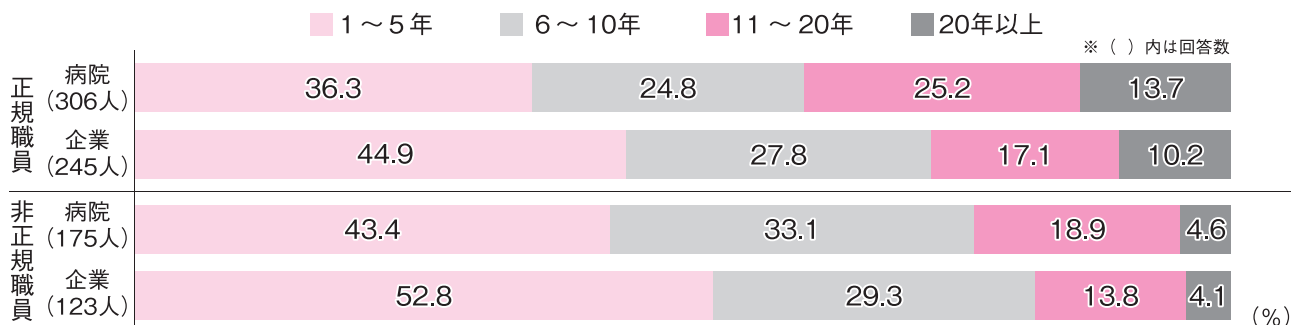
(2) 勤続年数

①保育士の勤続年数については、有効回答数1,041人のうち正規664人 (755人) ・非正規377人 (464人) で、その勤続年数は、「1～5年」で正規が259人・39.0% (295人・39.1%) ・非正規が173人・

45.9% (223人・48.1%)、「6～10年」が正規173人・26.1% (184人・24.4%) ・非正規124人・32.9% (145人・31.3%)、「11～20年」で正規149人・22.4% (150人・19.9%) ・非正規64人・17.0% (70人・15.1%)、「20年以上」では正規83人・12.5% (126人・16.7%) ・非正規16人・4.2% (26人・5.6%) だった (図表2)。勤続年数で正規・非正規を比較すると非正規の方が勤続年数が短い傾向にあり、20年以上勤務する非正規は約4%だった。

②保育補助者については、有効回答数85人のうち、正規17人・非正規68人で、「1～5年」は正規9人・52.9%、非正規38人・55.9%、「6～10年」では、正規4人・23.5%、非正規14人・20.6%、「11～20年未満」は正規2人・11.8%、非正規14人・20.6%、「20年以上」は正規2人・11.8%、非正規2人・2.9%だった。

図表3 保育士「正規職員・非正規職員」における運営主体「病院・企業」別の勤続年数



図表4 2024年初任給・最低時給調査

(円)

	保育士		保育補助者		栄養士・調理師		調理員	
	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規
	初任給	時給	初任給	時給	初任給	時給	初任給	時給
平均	175,511	1,047	158,305	984	173,100	1,011	167,549	991
最高	240,000	1,300	197,500	1,100	223,960	1,150	197,500	1,150
最低	130,000	900	100,000	865	100,000	900	140,400	897
差額	110,000	400	97,500	235	123,960	250	57,100	253
回答数	97	83	13	37	21	23	8	20

栄養士・調理師については、有効回答数68人のうち、正規45人・非正規23人で、「1～5年」は正規21人・46.7%、非正規10人・43.5%、「6～10年」では、正規11人・24.4%、非正規7人・30.4%、「11～20年未満」は正規6人・13.3%、非正規4人・17.4%、「20年以上」は正規7人・15.6%、非正規2人・8.7%だった。

調理員については、有効回答数30人のうち、正規4人・非正規26人で、「1～5年」は正規2人・50.0%、非正規15人・57.7%、「6～10年」では、正規1人・25.0%、非正規10人・38.5%、「11～20年未満」は正規1人・25.0%、非正規1人・3.8%、「20年以上」は正規・非正規共に0人だった。

③運営主体別に正規の保育士の勤続年数の分布を比較すると、有効回答数551人のうち企業245人(333人)、病院306人(271人)のうち「1～5年」の人は、企業が110人・44.9%(141人・42.3%)なのに対し、病院は111人・36.3%(104人・38.4%)だった。しかし、「11～20年」では病院が25.2%に対し、企業が17.1%、「20年以上」では病院が13.7%、企業が10.2%と逆転していることから勤続年数が長くなるにつれて病院で勤務する割合が企業より増

えてきており、直接雇用の方が長く働き続けられることが伺える。非正規については、企業123人(182人)、病院175人(178人)のうち勤続年数「1～5年」の人は、企業65人・52.8%、病院76人・43.4%と企業が半数を超えているが、「6～10年」以降はすべて、病院の方が割合が高くなっている(図表3)。

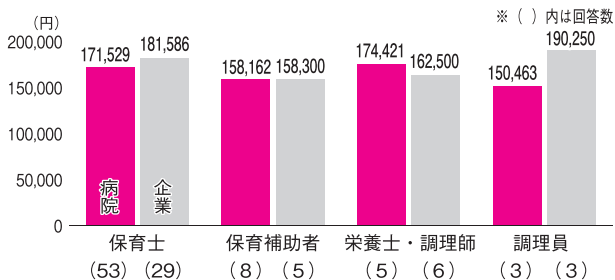
(3) 賃金について

①初任給について、正規の保育士は有効回答数97施設(118施設)・平均175,511円(172,416円)、最高額240,000円(240,000円)、最低額130,000円(120,000円)で、その差は110,000(120,000円)となった。初任給の平均額が昨年と比較して3,095円引きあがった。

非正規の保育士の時間給は、有効回答数83施設(107施設)・平均1,047円(1,023円)、最高額1,300円(1,350円)、最低額900円(800円)で、その差は400円(550円)であった。

②正規の保育補助者は、有効回答数13施設(16施設)・平均158,305円(平均157,639円)、最高額197,500円(176,120円)、最低額100,000円(135,500円)であった。非正規については、有効回答数37施設(49

図表5 正規職員における運営主体「病院・企業」別の初任給



施設)・平均984円(平均962円)、最高額1,100円(1,250円)、最低額865円(800円)であった。

保育補助者含め栄養士や調理師など非正規の最低額は地域最賃に張り付いた賃金設定になっているばかりか、最低賃金を大きく下回る違法な施設もあった(図表4)。

③運営主体別(病院・企業)の比較では、正規の保育士で、病院の平均が有効回答数53施設・171,529円(47施設・168,077円)に対し、企業平均は有効回答数29施設・181,586円(50施設・175,902円)と企業が10,057円(7,825円)上回った(図表5)。

④時給について、非正規の保育士時給は、病院の平均が44施設・1,039円(42施設・998円)に対し、企業平均は、24施設・1,037円(45施設・1,037円)と病院が2円上回った(図表6)。いずれも平均時給が1,000円を超えており、病院については41円の引き上げとなっている。これは2023年度の最低賃金の全国加重平均が43円引き上がったことが大きく影響していると言える。

2022年と比較して2023年度の年間一時金の支給状況は、「変わらない」と回答した施設が、67施設・45.9%と最も多く、「増えた」が34施設・23.3%、「減った」が12施設・8.2%であった。

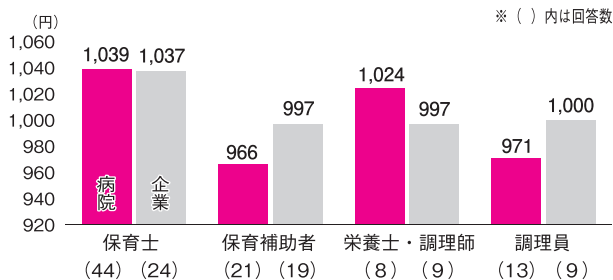
23年度の賃上げ状況は、「ベースアップ有」が53施設・36.3%と最も多く、「定昇のみ」が46施設・31.5%、「ベースアップ無し」が26施設・17.8%と続いた。

2023年度の手当の引き上げ状況は、「無」が87施設・59.6%と最も多く、「有」が23.3%であった。

3. 健康診断について

①正規・非正規の健康診断については、「有」が正規136施設・93.2%、非正規121施設・82.9%(正規162施設・93.1%、非正規155施設・89.1%)であっ

図表6 正規職員における運営主体「病院・企業」別の時給



た。職員のいのちと健康を守るためにも、すべての施設で実施されるべきである。

4. 制度や就業規則について

①就業規則の有無について、正規で「有」は133施設・91.1%(157施設・90.2%)、「無」「不明」合わせて2施設1.4%(5施設・2.9%)だった。非正規については、「有」が123施設84.2%(154施設・88.5%)、「無」「不明」合わせて5施設・3.5%(8施設・4.6%)だった。

②退職金制度の有無について、正規で「有」は、113施設・77.4%(129施設・74.1%)、「無」17施設・11.6%(22施設・12.6%)だった。非正規では「有」は、14施設9.6%(15施設・8.6%)、「無」96施設・65.8%(129施設・74.1%)だった。

5. 処遇(労働条件)について

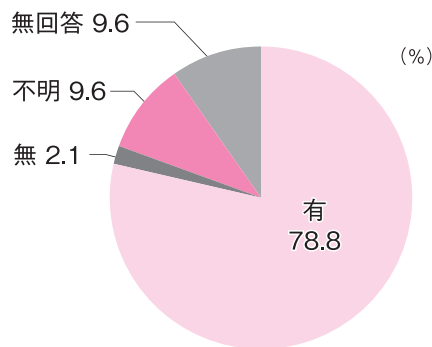
①休憩時間の取得状況については、正規では「規定の時間取得」「8割程度」を合わせると118施設・80.8%、非正規では、113施設・77.4%と、いずれも約8割台となり、年々改善が図られている。

②休憩の取り方として、正規で「児童とは別に取れる」は95施設・65.1%(110施設・63.2%)、「児童と一緒に取る」は32施設・21.9%(46施設・26.4%)であった。非正規では、「児童とは別に取れる」は98施設・67.1%(110施設・63.2%)、「児童と一緒に取る」は26施設・17.8%(43施設・24.7%)であった。

正規で8割以上休憩が取得できている118施設のうち、「児童とは別に取れる」と回答した施設は、94施設・79.7%、非正規では113施設のうち95施設・84.1%であった。児童とは別に仕事から解放され8割以上休憩が取れている施設は、8割程度にとどまっている。

③生理休暇については、「有」は正規で91施設・

図表7 36協定の締結



62.3% (108施設・62.1%)、非正規で67施設・45.9% (79施設・45.4%)、「無」が正規で24施設・16.4% (33施設・19.0%)、非正規で37施設・25.3% (54施設・31.0%)であった。

④賃金表の有無について、正規・非正規で「有」は、90施設・61.6%、72施設・49.3% (110施設・63.2%、94施設・54.0%)、「無」は、25施設・17.1%、34施設・23.3% (25施設・14.4%、39施設・22.4%)であった。

6. 36協定について

36協定の締結「有」115施設・78.8% (141施設・81.0%)、「無」3施設・2.1% (6施設・3.4%)であり、「不明」「無回答」合わせると28施設・19.2% (27施設・15.5%)であった(図表7)。

7. 保育内容

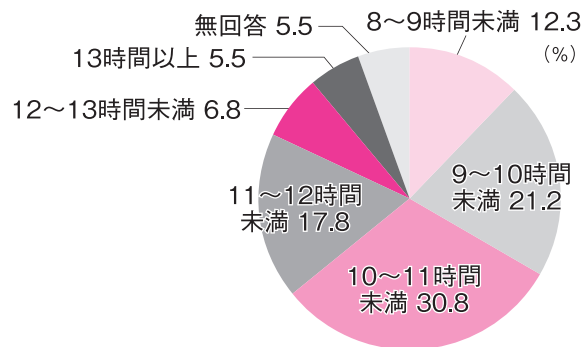
(1) 保育時間について

①主たる開園時間は、「7時～7時59分」が最も多く85施設・58.2% (104施設・59.8%)、次いで「8時～8時59分」57施設・39.0% (67施設・38.5%)であった。主たる閉園時間は、「18時～18時59分」86施設・58.9% (100施設・57.5%)と最も多く、次いで、「16時30分～17時59分」28施設・19.2% (30施設・17.2%)、「19時～19時59分」23施設・15.8% (32施設・18.4%)、「20時～」7施設・4.8%となり、再び第2位と第3位の順位が入れ替わった。

8時前に開園時間の施設は約6割にのぼり、閉園時間が18時以降の施設は116施設・79.5% (138施設・79.3%)と約8割にのぼった。

②保育時間については、「10～11時間未満」が45施設・30.8% (53施設・30.5%)と最も多く、次いで「9～10時間未満」31施設・21.2% (39施設・22.4%)、「11～12時間未満」26施設・17.8% (39施設・22.4%)、

図表8 保育時間



と同順位となった。「8～9時間未満」は18施設・12.3% (18施設・10.3%)、「12～13時間未満」10施設・6.8% (11施設・6.3%)であった。また、13時間以上が8施設5.5% (4施設・2.3%)となり、ここだけ倍増している(図表8)。

保育時間の推移をみると、コロナ禍の2020年から「9～10時間未満」が一気に増えたが、コロナの収束とともに減少傾向となっている。また、保育時間の短い「8～9時間未満」は、年々右肩上がりに増えてきているが、その一方で「13時間以上」も倍増している(図表9)。

(2) 延長保育について

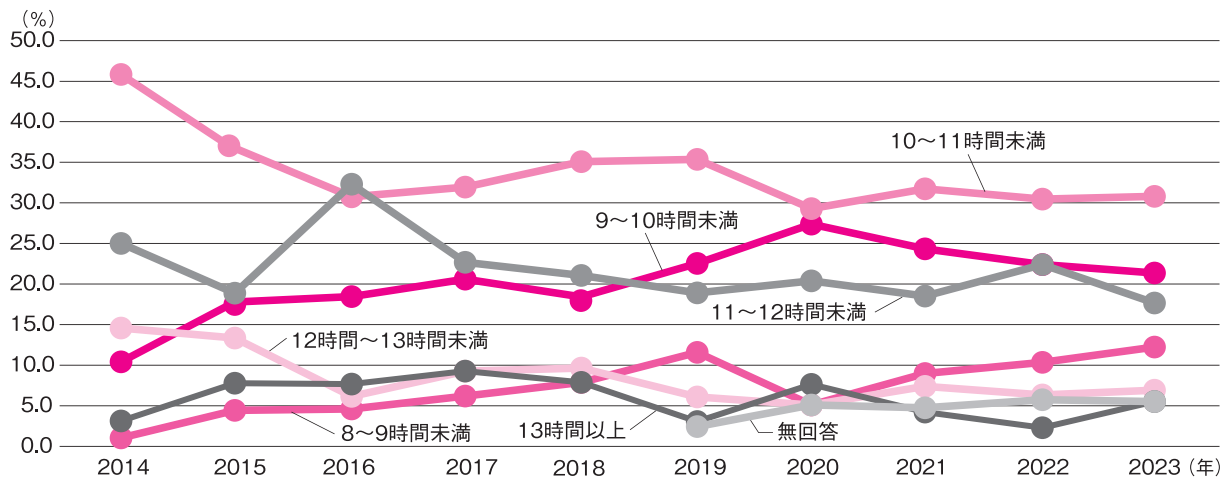
①開園前保育については、「有」49施設・33.6% (64施設・36.8%)、「無」が92施設・63.0% (103施設・59.2%)であった。開園前「有」の49施設 (64施設)のうち、「30分前」が30施設・61.2% (34施設・53.1%)と最も多く、「1時間前」11施設・22.4% (18施設・28.1%)、「1時間30分前」2施設・4.1% (3施設・4.7%)、「2時間以上」1施設・2.0% (1施設・1.6%)、「3時間以上」は1施設・2.0% (0施設)で「無回答」が4施設・8.2%あった。

②閉園後保育・延長保育については、「有」が116施設・79.5% (144施設・82.8%)、「無」が25施設・17.1% (24施設・13.8%)と、「有」が約8割となった。閉園後保育・延長保育「有」の施設で最も多い回答が「お迎えがあるまで」の64施設・55.2% (72施設・50.0%)、次いで「30分前」16施設・13.8% (19施設・13.2%)「1時間」14施設・12.1% (25施設・17.4%)、「1時間半」9施設・7.8%、「2時間」6施設・5.2% (11施設・7.6%)と続いた。

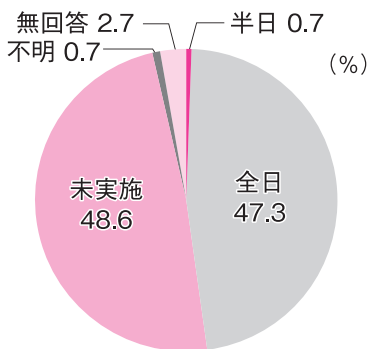
(3) 休日保育について

①土曜保育については、「全日」112施設・76.7%

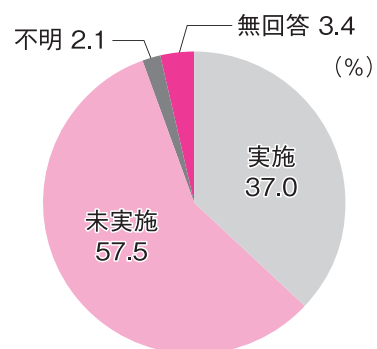
図表9 保育時間の推移



図表10 日曜・祝日保育



図表11 夜間保育



(145施設・83.3%)、「半日」8施設・5.5% (3施設・1.7%)、「未実施」22施設・15.1% (21施設・12.1%)で、8割以上が土曜保育を実施している。

「未実施」と回答している22施設のうち20施設は公立・公的病院の施設である。

②日曜・祝日保育については、「半日」1施設・0.7% (1施設・0.6%)、「全日」69施設・47.3% (91施設・52.3%)、「未実施」71施設・48.6% (81施設・46.6%)と、「全日」開園している施設が5割を切り、未実施の割合も前年より増えている (図表10)。

(4) 夜間保育について

「実施」は54施設・37.0% (64施設・36.8%)、「未実施」は84施設・57.5% (97施設・55.7%)であった (図表11)。実施している54施設 (64施設)のうち、「以前より実施」している施設は47施設・87.0% (60施設・93.8%)あり、2023年度に実施を開始した

施設は各1施設のみであった。

(5) 24時間保育について

24時間保育については、「実施」35施設・24.0% (41施設・23.6%)であった (図表12)。月の実施回数は、最大31回 (30回)で、月平均5.2回 (6.1回)であった。

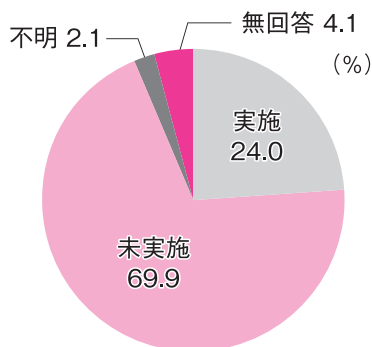
(6) 病児保育等について

病児保育の「実施」は23施設・15.8%で、そのうち12施設・52.2%が保育士の兼務有と回答している。また病後児保育の実施は、29施設・19.9%でそのうち17施設・58.6%が兼務有と回答している。

(7) 給食・おやつの実施

給食の実施は、「有 (保育所内)」は68施設・46.6% (88施設・50.6%)、「有 (業者)」33施設・22.6% (39施設・22.4%)、「有 (病院内)」28施設・19.2% (32施設・18.4%)だった。

図表12 24時間保育



(8) 避難訓練の実施

自然災害が頻発している中で、登園時になんらかの災害が起きた場合の避難訓練の実施状況について、「有（マニュアル有）」133施設・91.1%（150施設・86.2%）、「有（マニュアル無）」10施設・6.8%（18施設・10.3%）、「無」1施設・0.7%（2施設・1.1%）という結果であった。年間の実施回数の平均は12.4回（12.0回）で、月1回は実施している状況であった。マニュアルの有無に関係なく避難訓練「有」の143施設（168施設）で、年12回以上実施している施設は121施設・84.6%（148施設・88.1%）であった。実施の最大は33回（24回）で最少は1回（1回）であった。

8. 園児数について（2024年3月1日時点）

①定員数については、「20～29人」が34施設・23.3%（39施設・22.5%）と最も多く、次に「30～39人」26施設・17.8%（39施設・22.5%）、「10～19人」が24施設・16.4%（32施設・18.5%）であった。

その一方、実際の受け入れ園児数では、「10～19人」の施設が43施設・29.5%（53施設・30.6%）と最も多く、次いで「1～9人」が39施設・26.7%（41施設・23.7%）、「20～29人」が25施設・17.1%（28施設・16.2%）となり、20人未満の受け入れ施設が56.2%（54.3%）と半数を超え、昨年よりも増えた。

園児数については、定員平均が32.9人（32.1人）で、実際の受け入れ園児数の平均が19.1人（20.5人）となっており、定員に対しての充足率は、57.9%（66.1%）と減少が続いている。

施設単位でみた場合、無回答除く134施設のうち、定員を超えて受け入れている施設は15施設（17施設）、定員通りの施設が4施設（8施設）、定員に

満たない施設が115施設（132施設）で、85.8%（84%）の施設が定員不足となっている。背景には、少子化が進んでいることや、認可外が多い院内保育所より、認可保育所への入所を希望する職員が多いと思われる。このまま定員不足が続けば、今後、廃止や撤退などの議論が進むことも危惧される。

②「職員の子」でみると昼間については、「1歳」703人・30.9%（858人・29.1%）と最も多く、次いで「2歳」543人・23.8%（691人・23.4%）、「0歳」456人・20.0%（610人・20.7%）、「3歳」271人・11.9%（345人・11.7%）の順で昨年と同様の順位となったが、園児数は年々減少している。3歳未満児が74.7%と7割以上を占める状況が続いており、こども家庭庁が2023（令和5）年9月に発表した「保育所等関連状況取りまとめ」によると、3歳未満児は、44.6%となっており、院内保育所は他の保育所と比べ、3歳未満児のニーズが高いことがわかる。

夜間については、「1歳」32人（20人）、「0歳」31人（14人）、「2歳」30人（22人）、「3歳」24人（17人）となっており、夜間の預かり数は増えている。昼間の預かり数は減少しているにもかかわらず、夜間の預かりは増えている背景には、保護者である医療従事者の働き方が影響していると思われる。22年度よりさらに低年齢化しており、人手不足によって早めの職場復帰を求められ、夜勤に入らざるを得ない状況にあるのではないかと推測できる。

③「地域の子」でみると、昼間は、「0歳」28人（41人）、「1歳」39人（67人）、「2歳」50人（66人）、「3歳」16人（36人）、「4歳」12人（30人）、「5歳」13人（24人）、「学童」は0人（0人）、「一時預」1人（5人）となっており、地域の子の受け入れについても減少している。

④配慮が必要な園児の有無について「有」60施設・41.1%（66施設・37.9%）、「無」73施設・50.0%（89施設・51.1%）であった。

⑤配慮が必要な園児への対応（複数回答）としては、「職員間での話し合い」が73施設・50.0%（81施設・46.6%）、「保護者との面談や対話」58施設・39.7%（70施設・40.2%）、「自治体の専門機関と連携」21施設・14.1%（25施設・14.4%）、「専門職員による巡回と相談」19施設・13.0%（25施設・14.4%）の順であった。子どもをめぐる状況など総合的に判断して対応にあたっていることがうかがえ

る。

⑥職員が受講している研修（複数回答）について、最も多かったのは「自治体主催」87施設・59.6%（92施設・52.9%）、次いで「企業主催」49施設・33.6%（47施設・27.0%）、「保育団体主催」が45施設・30.8%（70施設・40.2%）、「病院主催」40施設・27.4%（49施設・28.2%）「園主催」38施設・26.0%（55施設・31.6%）だった。

9. 保育運営委員会・保護者会・保育連絡会について

①保育運営委員会が「有」は85施設・58.2%（107施設・61.5%）で、そのうち、委員会の構成団体（複数回答）として「労働組合」は27施設・31.8%（28施設・26.2%）だった。最も多かったのは、「保護者」71施設・83.5%（90施設・84.1%）、「保育士」48施設・56.5%（62施設・57.9%）、「委託業者」43施設・50.6%（44施設・41.1%）の3者であった。昨年3者に入っていた「保育所責任者」は、32施設・37.6%（52施設・48.6%）と減少した。委員会の「開催状況」については不明・無回答を除いた85施設（106施設）のうち、「定期」開催の施設は68施設・80.0%（83施設・78.3%）、「不定期」開催は12施設・14.1%（16施設・15.1%）、「未開催」3施設・3.5%（7施設・6.6%）であった。

②保護者会「有」の85施設（101施設）のうち、「定期」開催の施設は28施設・32.9%（42施設・41.6%）、「不定期」開催は17施設・20.0%（23施設・22.8%）、「未開催」35施設・41.2%（36施設・35.6%）であった。

③保育連絡会は、「有」が19施設・13.0%（27施設・26.2%）、「無」74施設・50.7%（76施設・73.8%）であった。

10. 待機児童問題について

待機児童の影響について、「有」は22施設・15.1%（27施設・15.5%）、「無」は102施設・69.9%（119施設・68.4%）だった。

11. 認可保育園との差

認可保育園との差について感じたことがあるかの問いに対し、「有」97施設・66.4%（115施設・66.1%）、「無」26施設・17.8%（32施設・18.4%）であった。「有」と回答した97施設（115施設）の中で、認可保育園とどのような差を感じるか（複数回答）について「処遇改善手当」65施設・67.0%（76施設・66.1%）、「賃金」64施設・66.0%（76施設・66.1%）、「施設環境」42施設・43.3%（51施設・44.3%）、「人員」

29施設・29.9%（44施設・38.3%）、「研修」26施設・26.8%（39施設・33.9%）、「自治体との連携」25施設・25.8%（39施設・33.9%）、「休暇制度」14施設・14.4%（21施設・18.3%）の順であった。

12. 厚労省がすすめる業務の効率化について

（1）ICTの導入

ICT（情報通信技術）導入状況については、「有」34施設・23.3%、「無」64施設・43.8%、「分からない」38施設・26.6%、「その他」3施設・2.1%となった。導入している施設は全体の2割程度だった。ICT導入後の課題や成果については、操作に慣れないスタッフと慣れているスタッフで差が生じていることや写真・映像の共有などで、保護者に日々の様子を伝えやすく喜ばれている一方で、そこに手を取られて人手が不足してしまうことや、常にカメラに撮られていることで、個人情報の流出が不安という意見もあった。

（2）ノンコンタクトタイム

保育士が勤務時間内に子どもたちから離れて業務を行う時間とされるノンコンタクトタイムの導入状況は、「ない」が22施設・15.1%、「ほとんどない」が46施設・31.5%、「週1～2日程度」25施設・17.1%、「週3～5日」10施設・6.8%、「ほぼ毎日」0施設だった。「ない」と「ほとんどない」を合わせると46.6%と約半数の施設が、子どもから完全に離れて保育以外の業務を行うことはできない状況となっている。

13. 新型コロナ5類移行後の状況について

（1）勤務の精神的負担感

5類移行後、勤務の精神的負担感は「変わらない」が73施設・50.0%で、「減った」が、58施設・39.7%だった。「増えた」は、7施設・4.8%あり、「その他」は、1施設・0.7%あった。

（2）勤務の肉体的負担感

勤務の肉体的負担感は「変わらない」が92施設・63.0%で、「減った」が、40施設・27.4%あった。「増えた」は6施設・4.1%あった。

（3）特に負担に感じていること（3つまでの複数回答）

特に負担に感じている項目は、「特になし」が50施設・34.2%と最も多く、「業務の増加」33施設・22.6%、「人員不足」23施設・15.8%と続いた。

14. 新型コロナ5類移行後で困っていること

自由記載では、5類に移行しても、院内保育所の



性質上、対応が変わらない旨の記述や登園時の基準（熱はなくてもひどい咳・鼻水などの症状があるが検査依頼できない）についての記述があった。

（以下、自由記載より抜粋）

- ・以前よりもコロナや感染症への怖さが無くなり、体調が悪い園児でも休ませることなく登園させるため、子どもたち一人ひとりの体調管理に追われる毎日である。医療従事者が仕事を休めないのも十分理解し、感染症を広めまいと消毒作業を続け保育に努めている所も評価してもらいたい。ペースアップも毎年あればモチベーションがあがるし、保育の質も高められる
- ・コロナワクチン接種が実費になること
- ・認可園が発熱後24時間経過しないと受け入れないという所が多く病児後保育の利用希望が多い。保育室、保育士の確保が難しく断るケースが出ている。季節問わずさまざまな感染症に罹る子どもが増えた（病児利用増加）
- ・家族での感染者の報告がないまま登園、または風邪症状でも登園してきたため、園内保育士が8人感染した
- ・5類に移行後も対応は変わらないので（マスク着用・消毒・クラスのすみ分け・感染者が出た時の対応など）緊張感や責任感が変わらない
- ・熱が出てでもコロナの検査をしてもらえず対応に困る。職員が12人中5人一度に感染（園児から）したがり閉園の措置をとってもらえず大変な思いをした
- ・病院は今もクラスターが起きることもあり、保護者から報告を受けることもあるが、病院からは情報がない、保育園での感染が心配される
- ・衛生管理はコロナ流行時と同様に行わなくてはならないが、5類移行により給付金が下げられ、衛生資材に使用する金額が増えたこと
- ・熱の症状以外での登園時の基準がはっきりしていない（熱は下がってもひどい咳・鼻水などの症状があるが、検査依頼できない）

IV. 結果の特徴と今後の課題

1. はじめに

新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」）も5年目を迎えた。今回の調査は、2024年3月1日を基本に、2023年4月から2024年3月の1年間の実績を

もとに、基礎項目に厚労省がすすめる業務の効率化についての設問を新たに加えた上で、新型コロナ5類移行後の調査も行った。

今回は、都道府県146施設から回答をいただいた。調査にご協力いただいたすべての施設に心から感謝を述べたい。また、この間、未加盟施設からの回答も増えてきている。この調査結果をしっかりと活かし院内保育所ではたらくすべての職員の処遇改善を実現すると同時に、組織拡大にもつなげていきたい。

2. 院内保育所の保育の特徴

院内保育所の大きな特徴のひとつは、0歳児から学童までの園児の年齢の幅の広さと、3歳児未満が7割を超えるという低年齢児の多さである。子ども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ（令和5年4月1日）」では、3歳児未満が44.6%となっており、院内保育所の低年齢化が顕著に表れている。特に、0歳児については、子ども家庭庁の調査結果では17%であるのに対し、院内保育所は2年連続で2割台となっている。

また、夜間預かりが増えたばかりか、さらに低年齢化がすすんでいる。いずれの結果からも、現場の人員不足によって1年未満で職場復帰を求められるばかりか、深夜業の免除もできない現状にあることが伺える。制度はあっても、それを十分に活用できる状況になっていないことが、この調査から見えてくる。

利用定員の状況について、子ども家庭庁調査による充足率は89.1%（89.7%）、院内保育所実態調査による充足率57.9%（66.1%）と、いずれも年々減少傾向にあるが、院内保育所では5割台にまで落ち込み、定員に満たない施設が全体の8割を超えている。院内保育所の役割として、24時間いのちと向き合う職員が、仕事も子育ても両立しながら、安心して働き続けられるためである。コロナ禍では、厚生労働省が「病院内保育所における看護職員等の子どもの受入等について」を発出した。これは、新型コロナから国民のいのちを守るため、保護者である医療従事者の就労を確保するために、院内保育所に柔軟な運用を図るよう求めたものであるが、同時に医療提供体制の維持にとって、院内保育所が必要不可欠なものであることの表れでもある。今後起こりうる新興感染症や大規模災害への備えも含めて、国の責任において、院内保育所の拡充が図られるべきで

ある。

3. 長時間労働の改善と労基法違反の一掃を

保育時間について、依然として通常の保育時間は、「10～11時間未満」が最も多いが、この間の推移をみると、「8～9時間未満」という短い保育時間を設定しているところが徐々に増えてきている。また、開園前保育の延長保育について、「有」49施設・33.6%（64施設・36.8%）、「無」が92施設・63.0%（103施設・59.2%）、閉園後保育・延長保育については、「有」が116施設・79.5%（144施設・82.8%）、「無」が25施設・17.1%（24施設・13.8%）と、今回、延長保育「有」が減少し、「無」の施設が増えるという結果となったばかりか、延長保育の時間も短縮傾向にあることが伺えた。

いずれの結果からも、保育士の働き方が見直されつつあるとも推測できるが、一方で閉園後の延長保育「有」の施設で「お迎えがあるまで」と回答した施設は64施設・55.2%（72施設・50.0%）となっており、2020年調査から5割を超える状況が続いている。院内保育所は、医療・介護従事者の子どもを主に預かっており、その利用者の働き方に保育時間は大きく左右されている。医療従事者の働き方が過酷を極めていると同時に、医療現場の状況が、子どもの在園時間を延ばし、保育士の労働時間を延長することにつながっている。

10時間を超える保育時間が常態化する中で、休憩時間の取得については、「既定の時間取得」「8割程度取得」を合わせて、正規で80.8%、非正規で77.4%となっている。8割以上の休憩が取得できている施設のうち、「児童と別に取れる」施設は、正規で79.7%、非正規で84.1%であり、約2割は仕事から完全に開放された休憩とはなっていない。労働基準法における休憩時間とは、労働者が労働から解放され、自由に使用することができる時間であり、「児童と一緒に取る」という休憩は、実際には労働から離れることが保障されていない状態で、労働時間として扱われるべきものである。

こうした労基法違反の背景には、人員不足がある。医師・看護師・介護職員等の大幅増員と夜勤改善の取り組みと合わせ、労基法違反を一掃し、院内保育所で働くすべての職員の処遇改善を一体のものとしてとらえ、国に対し抜本的な施策を求めていく必要がある。

4. 良質な保育を守るために

今回の調査では、院内保育所の設置主体として「病院」が89.7%（87.4%）と約9割を占めたが、運営主体別では「病院」は44.5%（35.1%）に対し「企業」が35.6%（45.4%）となった。昨年と比較して、企業による運営主体が約1割減少し、病院運営が増える状況となっている。直営が増加している傾向は喜ばしいことではあるが、昨年に比べ回答数も少ない状況であり、今後の動向を注視していく必要がある。

いずれにせよ保育の質を確保し向上させていくためには、専門職としての教育・研修の保障はもちろん、保育士等の賃金・労働条件の改善が急務であり、直営は大原則である。運営主体別の勤続年数をとってみても、勤続年数が長くなるにつれて、病院で勤務する直接雇用者の割合が企業より増えている。働き続けるためにも直営によって、雇用の安定が図られることが重要である。

また、夜勤・交替制労働者確保策として、病院の都合に合わせた長時間・休日・夜間・24時間・病児・病後児など多様な保育がすすめられていくのも委託化がすすむ要因ともいえる。

病院等は運営に伴う業務負担の軽減や、コスト削減等により業務委託をすすめるが、その結果、保育士の賃金や処遇は直営より低下し、雇用不安も増大する。直営を原則としながら、雇用の継続と働くルールの確立、賃金・労働条件の改善を求める運動を強めていく必要がある。

また、認可保育園との格差を埋めることも喫緊の課題である。認可保育園との差について感じている施設は66.4%（66.1%）にものぼり、特に賃金面での格差を訴えている施設が約7割にのぼっている。コロナ禍で政府が打ち出した処遇改善手当についても、「認可外」ということで対象とはならず、認可保育園との賃金格差は広がるばかりである。

5. ICT導入による負担軽減策より配置基準の引き上げを

今回の調査では、厚生労働省がすすめるICTの導入やノンコンタクトタイムについて、院内保育所の現場での導入状況と、実際に保育者の業務負担の軽減になっているのかなど、設問項目を追加して調査を行った。

ICT導入については、「有」が2割強、「無」が4割強、「分からない」も2割強となった。一般社

団法人保育ICT推進協会が2022年6月～2023年3月に実施した、全国の公立保育園のICT化についての調査結果では、導入率は平均36%であった。その結果と比較しても、院内保育所の導入状況は低いといえる。認可外保育施設も補助金の対象ではあるが、導入率が2割にとどまっている背景には、初期投資の課題や、慣れるまでの時間、不慣れな職員への対応など、日々の保育業務を行いながら導入するにはハードルが高いのではないかと推測できる。

ノンコンタクトタイムの導入については、子どもから離れて保育以外の業務を行う時間が「ない」と「ほとんどない」を合わせると約5割の状況となっていた。また、ICT導入の「有」「無」でノンコンタクトタイムの違いを比較しても、「ない」「ほとんどない」を合わせて、いずれも5割程度の状況となっている(図表13)。ICT導入によって業務の効率化が図られている部分はあるものの、子どもから完全に離れて業務を行うことができなければ、閉園後に事務作業をせざるを得ず、時間外になることも推測できる。ICTを使うのも人であり、導入と並行して保育士の配置基準を引き上げていくことこそが、ノンコンタクトタイムの確保には有効であるといえる。

6. 専門職としての処遇改善が急務

政府が打ち出した看護師、介護士、保育士など、公定価格で規定されるケア労働者への賃金引き上げについては、示された額や範囲が低額かつ限定的であり、賃金改善を実感できる水準ではなかった。ましてや保育士については、保育士等への処遇改善補助事業により、保育士等の収入を3%、月額9,000円程度引き上げる措置として実施されたものの、医師や看護師などの医療従事者を支える病院内保育所の多くは認可外保育所であり、この処遇改善補助事業の対象外となっている。唯一対象となったのは、「看護職員等処遇改善事業」における、コメディカルとしての保育士に対する賃上げである。今回の調査で、2023年度の賃上げ状況を尋ねたところ「ベースアップ有」が36.3%となり、「定昇のみ」「ベースアップ無」より高い率となった。また、手当の引き上げ「有」は23.3%であった。こうした状況を反映して、正規の保育士の初任給の平均が昨年と比較し

図表13 ノンコンタクトタイムの導入について

ノンコンタクトタイム	ICT導入有の施設		ICT導入無の施設	
ない	8	23.5%	7	10.9%
ほとんどない	8	23.5%	26	40.6%
週1～2日程度	6	17.6%	11	17.2%
週3～5日程度	3	8.8%	7	10.9%
ほぼ毎日	0	0.0%	0	0.0%
NA	9	26.5%	13	20.3%
合計	34		64	

て、3,095円引き上がった。これは、この間、院内保育所の役割の重要性を国に訴え、改善を求めてきた結果であるといえる。

しかし、正確な比較にはならないが、2023年厚労省賃金構造基本統計調査の保育士「20歳～24歳」の平均賃金は224,900円(223,600円)と本調査の保育士初任給平均175,511円と比較して、49,389円(51,184円)と約5万円の格差がある。

政府が打ち出した保育士等への処遇改善の影響により、認可保育所の賃金は確実に引き上がっている一方、認可外の多い院内保育所は、わずかな引き上げにとどまっている。

院内保育所は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業や処遇改善事業から対象外となるなど、院内保育士の処遇は差別され、ケア労働者の賃上げからも、いまだ取り残されている。

医療介護従事者の就労を確保し、医療・介護従事者が安心して働き続けられるためには、院内保育所は必要不可欠な施設であることはコロナ禍で証明されている。この国の医療提供体制を下支えし、奮闘している院内保育所の職員もまた医療従事者の一員であり、いのちと向き合う保育士として、その役割にふさわしい処遇改善は当然の要求である。

この間の私たちの運動で、不十分ではあるものの、政府にケア労働者の賃上げの必要性を認めさせ、改善させてきたことは大きな成果である。その成果に確信を持ち、院内保育所の機能の充実とあわせ、配置基準の引き上げと、社会的役割にふさわしい保育所職員の処遇改善を求め、大いに声を上げていこう。